

特別徴収切替届出書

市区町村使用欄	
---------	--

令和 年 月 日 提出 (宛先) 厚木市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒 —										特別徴収義務者 指定番号			※市区町村ごとに異なります		
		フリガナ												新規の場合、納入書(要・不要)				
		名称(氏名)											担当者 連絡先	係				
		代表者 職氏名												氏名				
		法人番号																

給与所得者	フリガナ											受給者番号			普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1・2・3・4 〕 期以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたもの・過年度分は、特別徴収への切替ができません。
	氏名													特別徴収 開始予定月		月分(月 日納期分)から 特別徴収を開始します。
	生年月日	昭和・平成 年 月 日										届出理由	1. 入社 2. その他()			
	1月1日現在の住所	〒 — ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記載してください。											月割額 の連絡		必要な場合のみ記載してください。 月 日 までに連絡が必要 ※ 税額通知書の送付が間に合う場合は電話連絡は省略します。	
	現在の住所	〒 — ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記載してください。														

【添付書類】

- 普通徴収の納付書 (二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)
※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。
※ 本人宛の納税通知書は添付不要です。

【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたもの及び過年度分は、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※ 普通徴収の納期限は年4回(6月・8月・10月・翌年1月)あるため、特別徴収への切替は、余裕を持って行ってください。
- 口座振替を利用している方については、納期限の10営業日前を過ぎると変更できなくなります。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- この届出書は毎月末日締め(※5月は21日まで、12月は27日まで)で処理を行い、翌月の10日頃に厚木市から貴事業所宛てに税額通知書を送付します。
このため、特別徴収の開始月は、税額通知書の送付日、給与計算の締切日等を考慮して記載してください。

市 処 理 欄	税 額 連 絡	月 日 連絡済
	___月:	円 / ___月:以降 円
	普徴引き抜き	済 ・ 不要
	納付書添付	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6
	収納状況確認	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6
	口 座 確 認	無 ・ 有 ()
資 料 確 認	別給 ・ 確 (有 ・ 無)	

／ 入力済